

文部科学省認定社会通信教育制度の改善について

改善の背景

- ICT技術の進展による、業務の管理・実施体制の効率化、遠隔指導の容易化
- 安定的な法人運営のため通信教育事業者の業務の多様化
 - 施設設備を専用としたり、学習指導者の一部を専任とする必要性の低下
- 受講者の学習ニーズの多様化
 - 受講者が通信教育による学習成果を必要に応じて迅速に活用できるようにするため、修業期間の見直しや個々の受講者に係る修業期間の取扱いの弾力化が必要。

主な改善の方向性

- (1) 施設設備に係る規定の改正【社会通信教育基準第二 第4項関係】
 - ・ 通信教育の施設設備が認定を受けた当該通信教育の専用であることとする規定を改正し、専用でなくても良いものとする。
- (2) 学習指導者に係る規定の改正【社会通信教育基準第三 第3項関係】
 - ・ 通信教育を行う学習指導者のうち、一部は専任であることとする規定を改正し、専任でなくても良いものとする。
- (3) 通信教育の修了の認定に係る規定の改正【社会通信教育基準第一 第4項、第六関係】
 - ・ 通信教育の修業期間を3月以上から2月以上に短縮するものとする。
 - ・ 通信教育の受講者のうち、特に成績が優秀な者について、実施者が特に必要と認める場合は、修業期間内であっても修了を認めることができるものとする。

(参考1)「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」(平成24年8月24日)抜粋

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

(3) 生涯の各段階を通じて推進する取組

基本施策11 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

11-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進

文部科学省認定社会通信教育制度の改善に向けて検討し、平成25年度を目途に見直しを行う。

(参考2) 財団法人社会通信教育協会設置

「文部科学省認定社会通信教育に関する特別検討委員会における検討の整理」

○文部科学省への要望(抜粋)

- ・修業期間について、現状の三月以上を短縮し二月以上としていただきたい。
- ・認定社会通信教育専用の施設及び設備の要件について、安定的な法人運営のため多事業を併設している現状では、大変に厳しい要件になっているため、緩和を願いたい。
- ・「学習指導者のうち一部は、専任でなければならない」ことについて、初期の一法人一課程の事業運営のときはよかったが、一法人多課程の場合は、このようなことは難しいため、この一文を削除願いたい。

○財団法人社会通信教育協会、認定社会通信教育実施団体における改善の取組方針

- ・多様なニーズに応えるため、新たな分野の課程開発に努める。
- ・質の保証を目指した教材や指導方法の研究、自己点検評価の実施等について検討を行う。
- ・周知・普及のため、広報のあり方の検討を行う。
- ・受講者相互の交流の機会(スタディ・グループ)の新設について検討を行う。 等

通信教育について

学校通信教育

大学通信教育、短期大学通信教育、高等学校通信教育、中等教育学校（後期課程）の通信教育、特別支援学校の高等部の通信教育（学校教育法）

社会通信教育

学校教育法による通信教育を除いた通信教育
(社会教育法第49条)

[定義] 通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。(社会教育法第50条)

文部科学省認定社会通信教育

学校、公益法人が実施主体となる。

○社会教育法

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定を与えることができる。

2 (略)

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

非認定の社会通信教育

学校、公益法人、営利法人、個人等が実施主体となる。

文部科学省認定社会通信教育について

- 1 文部科学大臣は、学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものを社会教育法の規定に基づき認定し、その普及奨励を図っている。
- 2 通信教育の認定、廃止、条件の変更に当たっては、社会通信教育規程（昭和37年文部省令第18号）に基づき、処理することとされている。
- 3 社会通信教育規程に定められている以外の認定及び運営の基準については、文部科学大臣が学識経験者の意向を聴いて定める社会通信教育基準（昭和37年文部省告示第134号）に基づくこととされている。

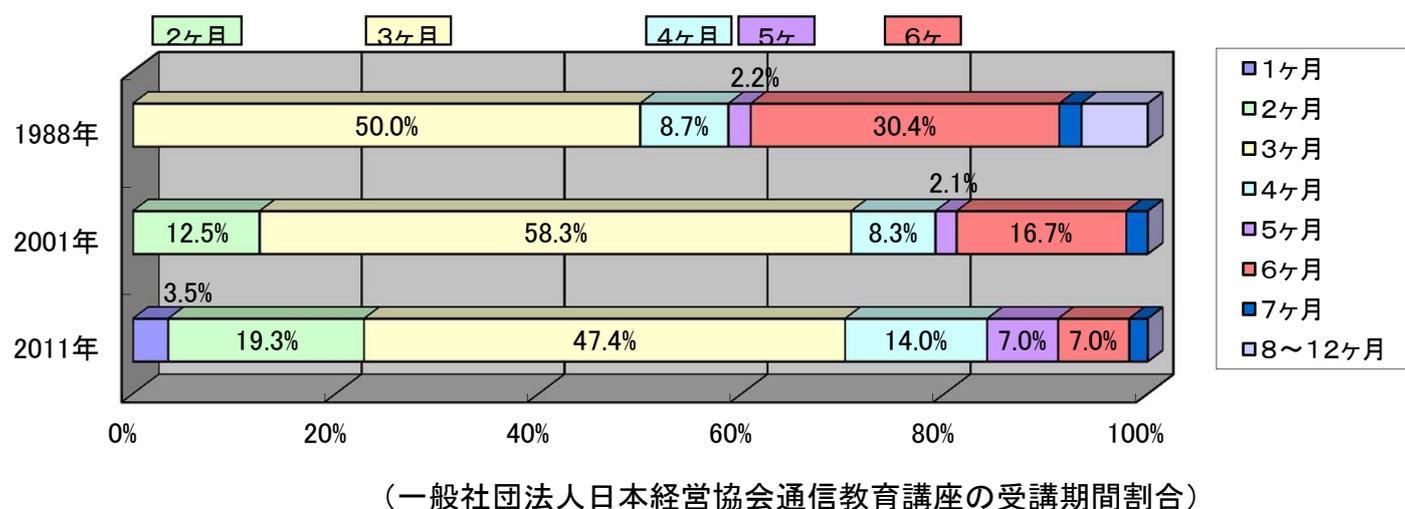
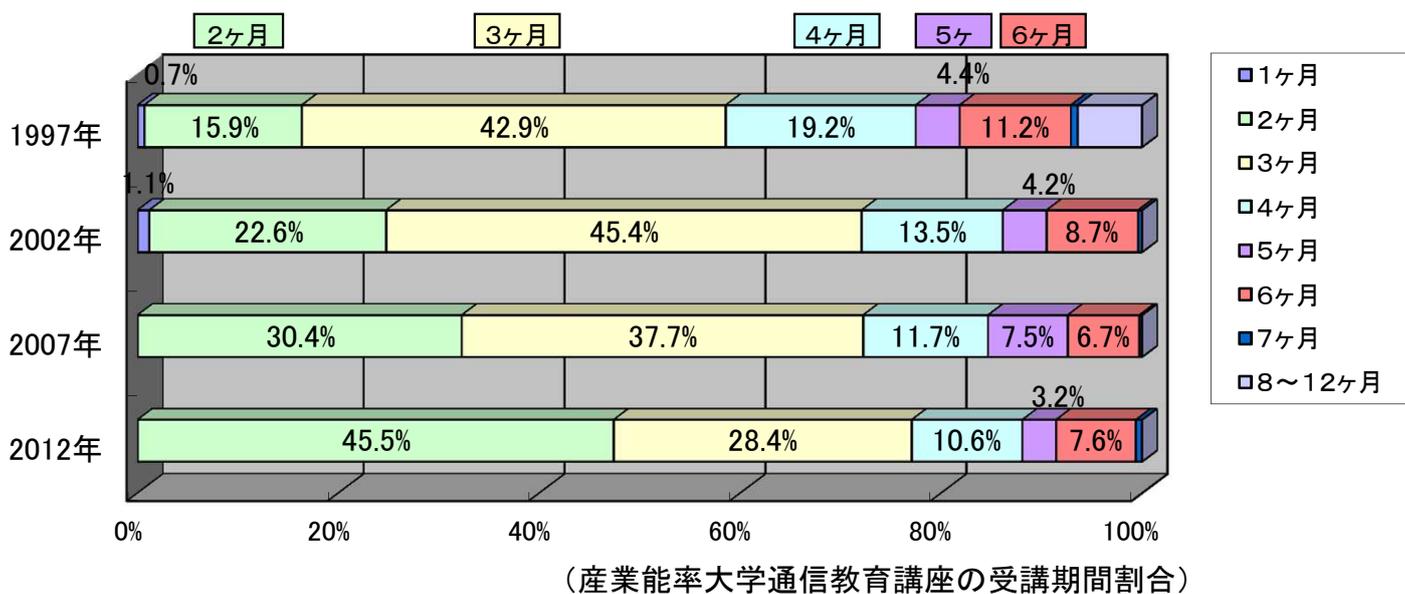
〈文部科学省認定社会通信教育の実施状況〉

区 分	団 体 数	課 程 数	年間受講者数
事務系課程	9	37	23千人
技術系課程	7	29	2
生活技術・教養系課程	11	46	26
計	27	112	53

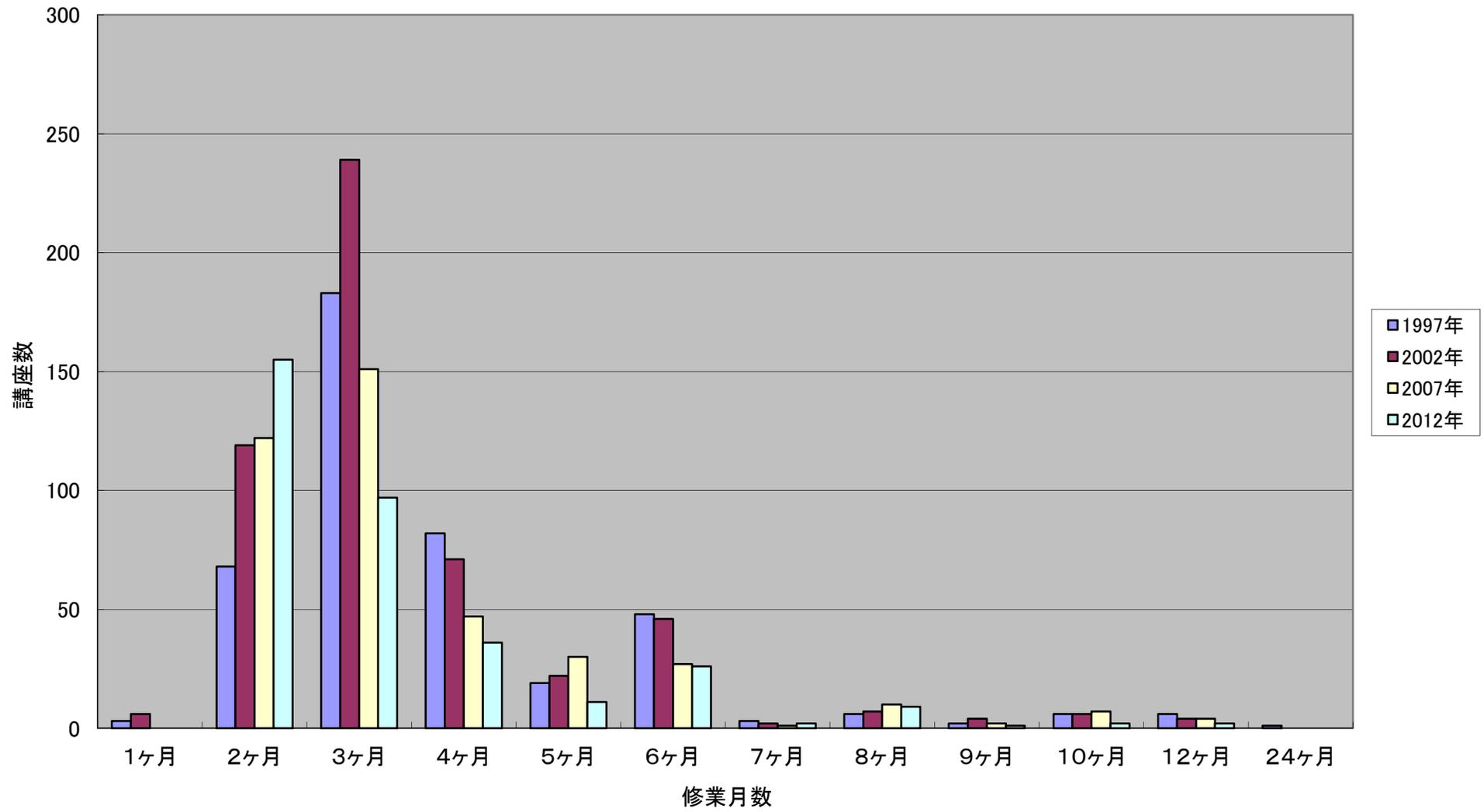
※団体数、課程数は平成24年4月現在。受講者数は平成23年の数。

通信教育講座(主に企業向け)受講期間のニーズの変化について

企業向け(社員研修等)社会通信教育講座の全体的な受講期間の短縮化傾向に伴い、2ヶ月講座の比率が増加しつつある。



修業期間の推移



社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

最終改正：平成二〇年六月一日法律第五九号

第七章 通信教育

（適用範囲）

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

（通信教育の定義）

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

（通信教育の認定）

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（認定手数料）

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

（郵便料金の特別取扱）

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

（通信教育の廃止）

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

（報告及び措置）

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

（認定の取消）

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

社会通信教育規程（昭和三十七年四月一日文部省令第十八号）

最終改正：平成一八年三月一四日文部科学省令第二号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第二項、第五十二条第二項及び第五十五条第一項の規定に基づき、並びに同法第五十一条第一項及び第五十六条の規定を実施するため社会通信教育規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第五十一条第一項の規定による通信教育の認定（以下「認定」という。）及び認定を受けた通信教育に関しては、この省令の定めるところによる。

（認定の基準）

第二条 認定を受けようとする者は、認定を受けようとする通信教育の事業を確実に維持運営するため必要な資産を有しなければならない。

- 2 認定を受けようとする通信教育には、学習指導に関する事務をつかさどる教務責任者並びに通信教育の内容及び受講者数に応じて相当数の学習指導者を置かなければならない。
- 3 認定を受けようとする通信教育は、その修業期間が、当該通信教育を修得するに通常必要な期間のものでなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、認定の基準については、別に文部科学大臣が学識経験者の意見を聴いて定め、これを公示する。

（通信教育の運営の基準）

第三条 認定を受けた通信教育の実施者（第六条を除き以下「実施者」という。）は、受講者の学習の効果を高めるため、基本教材及び補助教材について常に改善を加えるとともに、面接指導、見学、実習、放送等の方法により受講者の学習の便益を図ることに努めなければならない。

- 2 実施者は、実施者相互の協力・提携により、及び教育委員会、産業団体等の協力を得て、経営の改善を図り、事業の安定と受講者の経費の負担の軽減に努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、認定を受けた通信教育の運営の基準については、別に文部科学大臣が学識経験者の意見を聴いて定め、これを公示する。

（水準の維持向上）

第四条 実施者は、認定を受けた通信教育を行うに当たっては、その健全な発達を図るよう運営するとともに、常にその水準の維持向上に努めなければならない。

（認定の申請）

第五条 認定を受けようとする者は、別記第一号様式による社会通信教育認定申請書に基本教材及び補助教材並びに次の各号に掲げる書類（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校又は公立学校にあつては、第五号、第六号及び第八号の書類を除く。）を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育に関する規則
- 二 通信教育開始後二年の事業計画書及び収支予算書
- 三 通信教育の学習指導及び事務の組織を記載した書類
- 四 通信教育の教務責任者及び学習指導者の名簿、就任承諾書及び履歴書
- 五 定款又は寄附行為
- 六 役員の名簿及び履歴書
- 七 通信教育の用に供する財産の目録
- 八 通信教育の用に供する主要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書

- 九 従来から実施している通信教育については、申請の日前の通信教育の事業及び収支決算の状況を記載した書類
- 十 前各号に掲げるもののほか、文部科学大臣が必要と認める書類
- 2 認定を受けようとする通信教育の基本教材又は補助教材の一部が調わない場合には、当該基本教材又は補助教材の一部については、その概要を記載した書類をもつて代えることができる。この場合においては、前項各号の書類のほか、当該基本教材又は補助教材を提出できない理由及び提出の時期を記載した書類を添えなければならない。
- 3 前二項の認定申請書類には、副本を添付しなければならない。

(通信教育に関する規則)

第六条 前条第一項第一号の通信教育に関する規則は、通信教育の実施者と受講者との間の通信教育の受講についての契約の内容となる事項を定めたものとし、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- 一 通信教育の名称
- 二 通信教育の目的
- 三 修業期間に関する事項
- 四 通信教育の内容に関する事項
- 五 学習指導の方法に関する事項
- 六 学習の評価及び修了の認定に関する事項
- 七 教務責任者及び学習指導者に関する事項
- 八 入学、退学及び修了に関する事項
- 九 受講料その他受講者から徴収する費用に関する事項

(認定手数料)

第七条 認定を受けようとする者は、一課程につき二万六千四百円の手数料を納めなければならない。

(認定等の告示)

第八条 認定した通信教育の名称、目的及び開始の時期並びに実施者の名称、代表者及び事務所の所在地は、官報で告示する。これらの変更についても、また同様とする。

(文部科学省認定の表示)

第九条 認定を受けた通信教育については、「文部科学省認定」の表示をすることができる。

(変更の許可申請)

第十条 実施者は、認定を受けた通信教育について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、別記第二号様式による社会通信教育変更許可申請書に、変更の内容及び理由を明らかにする書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 通信教育の名称
- 二 通信教育の目的
- 三 基本教材の内容
- 四 修業期間

2 第五条第三項の規定は、前項の社会通信教育変更許可申請書類について準用する。

(変更の届出)

第十一条 実施者は、前条の規定により申請書を提出する場合を除き、次の各号に掲げるものを変更しようとするときは、変更の内容及び理由を明らかにする書類二部を添えて、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 代表者その他の役員

- 三 基本教材及び補助教材
- 四 通信教育に関する規則
- 五 教務責任者及び学習指導者
- 六 受講料その他受講者から徴収する費用
- 七 通信教育の開始の時期

(廃止の許可申請)

第十二条 実施者は、認定を受けた通信教育の廃止の許可を受けようとするときは、別記第三号様式による社会通信教育廃止許可申請書に、廃止の理由及び廃止後の措置を明らかにする書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 第五条第三項の規定は、前項の社会通信教育廃止許可申請書類について準用する。

(廃止等の告示)

第十三条 認定を受けた通信教育の廃止を許可し、又は認定を取り消したときは、官報で告示する。

(教材の提出)

第十四条 実施者は、基本教材及び補助教材を新たに又は内容等を変更して刊行したときは、速やかに各二部を文部科学大臣に提出しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第十五条 実施者は、年度（別段の定めがないときは、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。）開始前に認定を受けた通信教育に関する翌年度の事業計画書及び収支予算書各一部を文部科学大臣に提出しなければならない。

(事業報告)

第十六条 実施者は、年度終了後三月以内に、認定を受けた通信教育について次の各号に掲げる事項を記載した書類一部を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 前年度における教務責任者及び学習指導者の異動状況
- 二 前年度当初における受講者数
- 三 前年度における入学者、退学者及び修了者数
- 四 前年度における学習指導その他の事業実施状況の概要
- 五 前年度における経営の概要及び収支決算

社会通信教育基準（昭和三十七年九月三日文部省告示第百三十四号）

昭和六三年七月二六日文部省告示第一〇一号 改正

社会通信教育規程(昭和三十七年文部省令第十八号)第二条第四項および第三条第三項の規定に基づき、通信教育の認定の基準および認定を受けた通信教育の運営の基準として、社会通信教育基準を次のように定める。通信教育認定基準(昭和三十五年文部省告示第三十九号)は、廃止する。

第一 通則

(趣旨)

- 1 この基準は、通信教育の認定および認定を受けた通信教育の運営について適用する。
(一般原則)
- 2 通信教育は、広く国民の職業もしくは家事に必要な知識および技能の習得または教養の向上を図ることを目的とし、これを効果的に達成するために必要な明確な教育計画を有するものでなければならない。
- 3 通信教育の内容は、特定の政党もしくは宗派を支持し、または反対し、その主義や信条を宣伝し、または非難するものであつてはならない。

(修業期間)

- 4 通信教育の修業期間は、原則として三月以上とする。

第二 実施者

(実施者の経営能力)

- 1 通信教育の認定を受けようとする者および認定を受けた通信教育の実施者(以下「実施者」という。)は、通信教育の事業を継続的に安定して遂行する能力を有し、かつ、社会的信用を有する者でなければならない。
- 2 実施者の主たる役員は、教育に理解を有し、かつ、事業遂行に必要な能力と熱意とを有する者でなければならない。

(事務職員および事務組織)

- 3 実施者は、通信教育に関する事務を迅速かつ適切に処理するために必要な数の事務職員を置き、事務組織を系統的に構成しなければならない。

(専用施設)

- 4 実施者は、通信教育に関する業務を行なうために必要な専用の施設および設備を備えなければならない。

第三 教務責任者および学習指導者

(教務責任者)

- 1 通信教育には、教材の改善の企画、学習指導の円滑な運営その他の学習指導に関する事務をつかさどる教務責任者一人を置かなければならない。
- 2 教務責任者には、教育に関し識見を有し、かつ、当該通信教育の内容について教養を有する者をあてなければならない。

(学習指導者)

- 3 通信教育には、通信教育の内容および受講者数に応じて、学習指導を迅速かつ適切に行なうに必要な数の学習指導者を置かなければならない。学習指導者のうち一部は、専任でなければならない。
- 4 学習指導者には、当該通信教育の内容について十分な専門的知識を有し、かつ、受講者を教育するにふさわしい者をあてなければならない。

第四 教材

(教材作成の原則)

- 1 通信教育の教材(以下「教材」という。)は、通信による学習の特性を考慮し、受講者の自学自習を容易にするよう配慮されたものでなければならない。
- 2 教材の内容は、正確であるとともに、学問の発達および社会の進展に応じたものでなければならない。
(表現のしかた)
- 3 教材は、受講者の学力、教養、生活環境等に応じてわかりやすく表現されており、表記等が適正でなければならない。
(基本教材)
- 4 基本教材は、当該通信教育の主たる内容を含み、学習の中心として使用されるものでなければならない。
(補助教材)
- 5 補助教材は、基本教材を補充するものであつて、受講者の学習を助けるために適切に使用されなければならない。

第五 学習指導

(学習指導の方法)

- 1 学習指導は、教材による指導、添削指導、質疑応答等の方法により受講者の学習過程および学習能力に応じて適切に行なわれなければならない。
(教材による指導)
- 2 教材による指導は、学習の目的および内容を明らかにし、学習の計画および方法を示し、研究の示唆を与え、練習課題および報告課題を設け、ならびに参考資料をあげる等により適切に行なわれなければならない。
(添削指導)
- 3 報告課題に基づく添削指導は、原則として月一回以上行なわれなければならない。
(質疑応答)
- 4 受講者に対しては、原則として月一回以上質疑応答の機会が与えられなければならない。

第六 修了の認定

実施者は、教育計画にしたがつて通信教育の全課程を受講した者に対して試験を実施し、その成績および平常の成績が所定の水準以上であるときは、当該課程の修了を認め、修了証書を授与しなければならない。

第七 経理等

(経理)

- 1 実施者は、通信教育の事業について、その経理を明確にしなければならない。
(受講料等)
- 2 通信教育の受講料その他受講者の納入する費用は、通信教育を運営するため必要な範囲内で合理的に算定した額でなければならない。